



空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市が所有者等に代わり措置を行います

香取市では、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等2件に対して、第14条第10項の規定による略式代執行を行うこととなりました。

(1)

1. 執行開始日時

平成29年2月28日（火曜日）午前9時

2. 建物の所在地

香取市小見川807番地2

3. 建物の用途・構造

店舗（鉄骨コンクリート造4階建て）

4. 執行内容

- ・建物屋上にある飛散及び落下が生じている塔屋の部材を解体及び除却します。
- また、建物正面のガラスが破損している開口部を塞ぎます。
- ・上記建物に隣接している木造付属屋を解体及び処分します。

(2)

1. 執行開始日時

平成29年2月28日（火曜日）午前9時30分

2. 建物の所在地

香取市阿玉川1114番地（住居表示）

香取市阿玉川字上原739番1、同739番2、同739番3（地番表示）

3. 建物の用途・構造

居宅兼店舗（木造2階建て）

4. 執行内容

- ・敷地南側隣地境界にあるブロック塀の傾斜した部分を解体及び処分します。

※空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 10 項に基づき、平成 29 年 1 月 11 日に建物の所有者等に対して公告をしています。略式代執行開始日時までに所有者等から連絡があった場合は、略式代執行を延期もしくは中止することがあります。

問い合わせ先

香取市建設水道部 都市整備課 住宅・街なみ班

担当 齋藤・佐藤

電話 0478 - 50 - 1214